## HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	法学部市民公開講座「NHK受信料をめぐる諸問題」 公共放送の財源制度 : NHKの受信料制度の在り方を中 心に
著者	韓,永學; HAN, Younghak
引用	北海学園大学法学研究,47(2):289-312
発行日	2011-09-30

# 公共放送の財源制度

# NHKの受信料制度の在り方を中心に

韓

永

問題の所在

公共放送(public broadcasting)は、運営主体に着目すれ

国営放送(national broadcasting)や民間の資本によって設 共に奉仕する放送」で、国家によって直接設立・運営される ば「公共事業体による放送」、放送理念•目的に着目すれば「公

broadcasting)とは区分される。日本放送協会(以下、NH 立され広告収入等で運営される民間放送(commercial

である。戦後、

目的 (一五条)

を達成すべく、「公共の福祉のために、あまねく日本全国にお いて受信できるように豊かで、かつ、良い国内基幹放送を行 保」、「民主主義の発達への寄与」という放送法の目的(一条) K)は、「放送の最大限の普及」、「放送による表現の自由 の

うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行 い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うこと」を に設立された特殊法人で(一六条)、公共放送 NHKは民間放送との放送の二元体制の下

北研 47 (2·121) 289

的の実現を主導してきた。視聴者・市民が負担する受信料を運営財源とし、放送法の目

信料不払が急増し、受信料制度の根幹が揺らいだ。NHKはしかし、近年、NHK自身の相次ぐ重大不祥事を機に、受

在り方から疑問の声があり、受信料の公平負担の確保という定の成果を上げているが、法的是非を含め公共放送の本来の踏み切り、徐々に対応を拡大している。このような措置は一信契約を締結していない者(未契約者)に対し、民事手続に支払わない者(以下、不払者)や受信設備を設置しながら受財政危機を打開するため、受信契約を締結しながら受信料を財政危機を打開するため、受信契約を締結しながら受信料を

ればならない。

では、伝送路・受信端末の多様化が進む今日の新の受信料制度は、伝送路・受信端末の多様化が進む今日の新の受信料制度は、伝送路・受信端末の多様化が進む今日の新の受信料制度は、伝送路・受信端末の

検付する。 度をも参考にしながら、NHKの財源制度の在り方について度をも参考にしながら、NHKの財源制度の仕組みと現状を踏まえ、外国における公共放送の財源制本稿では、以上のような問題意識から、NHKの受信料制

処理しなければならない

(二七条)。

## NHKと受信料制度

## 1 NHKの制度的位相

組織面、財政面からNHKについて規定している。NHKとは如何なる機関なのか。放送法は大きく業務で

H K は、 信できるように措置をしなければならない(五項)。 超短波放送及びテレビジョン放送はあまねく全国において受 ては、営利を目的としてはならず (二〇条四項)、中波放送: 行う(三項)。 施設・設備の一 通じて一般の利用に供すること等の附帯 (任意) 業務 (二項)、 送の業務の用に供すること、 との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放 国際放送等の必須業務(二〇条一項)の他、 基幹放送、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究、 放送(中波放送、超短波放送、 ることができる(二三条)。ただし、以上の業務を行うに当たっ 第一に、 その業務 NHKはその目的を達成するため、 また、 般利用への提供・賃貸等の目的外法定業務を に関する苦情・意見につき適切かつ迅速に 必須業務の場合、 既放送番組等を電気通信回線を テレビジョン放送)、 その一部を他に委託す 外国放送事業者 国内地上基幹 国内 方

北研 47 (2・122) 290

一人の委員

NHKは総務大臣の認可を受けなければ、その放送を休止 則 加えて、 固有の番組編集特例が課されている(八一条一項)。また、 (四条一項) NHKは放送番組の編集等に当たり、 の適用を受ける(民間放送にも及ぶ)と同時 番組編 集準

.止することができない(八六条)。さらに、NHKは災害と

務を負う (六条)。 武力攻撃事態等への対処業務につき必要な措置を実施する責 安全の確保に関する法律二条六号)、国家・自治体に協力し、 攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の 防災に関する計画作成・実施、 関連し、指定公共機関と指定され(災害対策基本法二条五号)、 (六条)、有事と関連し、指定公共機関と指定され 国家・自治体への協力責務を (武力

公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者の 督を職務とする(二九条)。 営委員会は経営方針等重要事項の議決と役員の職務執行 務執行を監査する監査委員会等で構成されている。まず、 委員会、上記の業務を執行する会長以下の執行部、 第二に、NHKの組織はその最高意思決定機関である経 から、 両議院の同意を得て、 (任期は三年、 経営委員会は、 再任可能) 内閣総理大臣が任命する一 で構成される 公共の福祉に関し (E) (C) 役員の職 0 監 営

> 三一、三三条)。 次に、執行部は会長(一人)、副会長(一人) 及び理事

£

人)で構成される。これらの者で構成される審議機関である

命する(五二条)。会長及び副会長の任期は三年(再任可能)、 副会長及び理事は経営委員会の同意を得て会長がそれぞれ任 副会長を補佐して業務を行う(五一条)。会長は経営委員会が 従ってその業務を総理し、 条)。会長はNHKを代表し、 理事会はNHKの重要義務の執行について審議する 副会長は会長を、 経営委員会の定めるところに 理事は会長及び 五〇

監査委員(三人以上)は、経営委員会の委員の中から、 さらに、監査委員会は役員の職務執行を監査する(四三条)。 理事の任期は二年

(同) である (五三条)。

また、監査委員は役員の不正の行為等につき経営委員会への は、NHKの子会社に対しても同様の権限を有する 務及び財産の状況の調査をすることができ、必要があるとき (四四条)。

職員の職務執行に関する事項の報告を求めたり、NHKの業 委員会が任命する(四二条)。監査委員会は、いつでも、役員

請求ができる NHKは、 (四六条)。 NHKの放送を受信できる受信設備を

止

報告義務を負う(四五条)

一方、

役員の不法行為等につき差

北研 47 (2・123) 291

に関しては後述する。

設置した者から徴収する受信料 広告放送は禁じられている(八三条)。受信料制度の詳 (六四条)を主たる運営財 源

監査人の意見書の添付と会計検査院の検査を要する 会の意見書の添付を(七二条)、後者には監査委員会及び会計 経路で国会に提出しなければならないが、 毎事業年度の業務報告書、 予算を承認することによって定める(四項)。また、 受けることになっており(二項)、受信料の月額は国会が収支 検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を |画を作成し、総務大臣に提出し(七〇条一項)、 方、NHKは毎事業年度の収支予算、 決算 (財務諸表)に関しても同 事業計 前者には監査委員 総務大臣 画及び資 NHKは (七四 金

か のようなNHKの制度的枠組の本旨は、 与を認める一方、受信料という財源制度を保障している。 職務執行の監督に加え、 業務と番組編集特例を課しつつ、 で良質な放送による公共の福祉に資するというNHK 以上、放送法はNHKにつき、 (一五条) に帰結する。 人事・予算において国会や政府の関 しかし、 経営委員会による執行部 民間放送には及ばない各種 NHKに関する放送法の 放送法一条の下、 0) ح Í の

> ず、 思と努力が不可欠であることは論じるまでもない。 規律はNHKの目的の実現のための制度的・外的要件に過ぎ 同目的を真に具現化するにはNHK自身のそのような意

## 受信料制度の仕組み

2

### (1)概要

者にNHKと受信契約締結義務を課している。 ついては、この限りでない 送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者に の受信を目的としない受信設備やラジオ放送若しくは多重放 と関係なく、 契約をしなければならない」と規定し、NHKの視聴の有無 受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての 放送法六四 NHKの放送を受信できる受信設備を設置した 条一 項は、「協会の放送を受信することのできる (同項但書)。 ただし、

的に規定していない。このように放送法上受信契約と受信料 大臣の認可を経て策定した「日本放送協会放送受信規約」 支払との法律関係は必ずしも明確ではないが、 いる(六四条二項、 派生事項(免除や月額の承認システム) 放送法は受信契約締結者からの受信料の徴収につき、 七〇条四項)が、受信料支払義務を明示 との関連で言及して Ν HKが総務 その

衛星契約、 0) W 受信契約 届け出のあった月の前月まで、 (四条一項)、受信契約者は受信機の設置の月からその廃止 る。 同 規約は、 の成立が受信料支払義務を伴うことを明 特別契約) 受信契約は受信機の設置の日に成立すると に従い、 受信料支払義務を課してい 受信契約の種別 6 (地上契約、 っかにし る 7

(五条)。

給者等) る。 NHK は 基準によることになっている 受信料の免除 を示してい 同基準は、 と半額免除 「日本放送協会放送受信料免除基準」を策定してい は 全額免除 総務大臣の認可に基づきNH (視聴・ (社会福祉施設、 聴覚障害者等) (放送法六四条二項) ことから、 学校、 の二つのカテゴ 公的扶助受 Kが定める

とから、受信料の支出は同規定に服する。遂行以外の目的への支出が禁じられている(七三条一項)こ遂行以外の目的への支出が禁じられている(七三条一項)こ

る罰則規定は置いていない。 支払義務違反者)や未契約者(受信締結義務違反者)に対す 一方、放送法をはじめとする関連法令は、不払者(受信料

#### (2) 検討

度の公共性の堅持を意図したからであろう。 からの財政的独立を図ったのは、 みに適用)。立法者がNHKの主財源を受信料とし、 九六八年よりラジオが受信料の対象から除外され、 る財源制度として現行の受信料制度が新たに確立された(一 受信許可制の廃止ととともに、 信機設置者には受信料 条、 戦 前 放送法一条) 放送 (ラジオ) に重点に置き、NHK (聴取料) には受信許可制 放送法により、 放送の自由の保護 が強制徴収され が採られ、 の 政治的独立や高 N HKを支え テレビの ラジオ受 国や企業 (憲法) 戦後、

おおおけるおおおおいるおおおおの強制の可否について検討しておきたい。的性格、受信料制度の憲法違反の有無、受信料支払や受信契的性格、受信料制度の憲法違反の有無、受信料支払や受信契い。の生料制度は機能面の重要性にもかかわらず、解しかし、受信料制度は機能面の重要性にもかかわらず、解しかし、受信料制度は機能面の重要性にもかかわらず、解しかし、受信料制度は機能面の重要性にもかかわらず、解した。

的側 受信機設置者全員に課されることから準租税的性格 論点である。 国がその一般的な支出にあてるために徴収する租税では まず、 ところが、 面がある一方、 受信料の法的性格はNHKの位相と関連して重要な 受信料は、 か つて臨時放送制度調査会が NHKの視聴の有無と関係なく、 見 N H Kのサービ **~受信** スに対する対価 料につい こも有す テレビ

北研 47 (2·125) 293

く

が徴収するい

わゆる目的税でもない。

国家機関では

な

資

ば と看做すのが妥当であろう。 NHKの目的に相応する維持運営のための 質な放送を行うべき義務が公法上の義務であることに鑑みれ 価と看做す見解もあるが、 多くの学者や裁判所も同様の見解を示している。受信料を対(3) 担金と解すべきである」と言及した。その後、 ところの、 独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められ 受信料はNHKのサービスに対する対価というよりは、 (収益者負担説)に基づきNHKのサービスに対する対 その維持運営のための『受信料』という特殊な負 NHKの目的規定による豊かで良 「特殊な負担金」 政府は勿論 た

有無を示した司法判断も、 を否定した経緯 るという手段」と位置付け、 触するか否かが問題となる。政府は受信契約強制を、「公共の触するか否かが問題となる。政府は受信契約強制を、「公共の 自由 .祉のために放送しているNHKの維持のために受信料を取 条)、③自己決定権(一三条)、 律に受信契約を強制する、 (憲法一九条)をはじめ、 が である。 る。 また、 過去の②に関する判断 最も焦点となっている①の違反 現行の受信料制度が①思想良心 受信契約·支払強 ②表現の自由・知る権利 ④財産権 (二九条)等に抵 制の違 に続き、 の

る。

NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者に

年の一連の受信料請求訴訟で①~④全てにつき違反を否定し年の一連の受信料請求訴訟で①~④全てにつき違反を否定し年の一連の受信料請求訴訟で①~④全てにつき違反を否定し年の一連の受信料請求訴訟で①~④全てにつき違反を否定し

にもかかわらず、受信契約・支払義務を強制する場合は、

(1)

④に抵触する蓋然性が高

ĺλ

に対し、 者の意図や、 ている。 HKは近年、 じて、自己の権利主張をする途があると言えよう。(ユ) 肯認される以上、 くさず司法上の手続に傾斜するNHKの態度には疑念が残 ら成り立つことに鑑みれば、 受信料制度における受信契約締結義務(受信料支払債務 の問題である。 最後に、受信料支払や受信契約締結の強制が可能かどうか しかし、 罰則による担保を定めていない。 後述するように、 公共放送としてNHKが視聴者・ 前述の如く、 ①②に対する罰則規定を置かなかった立法 NHKは通常の民事訴訟によるルートを 視聴者・市民への説明責任を尽 放送法は①不払者や②未契約者 ①②に対し、民事手続を行っ ところが、 市民の支援か 現行の Ν が

## 3 受信料制度の現状

受信料支払の

強制執行等

二○○六年一月、「二○○六~二○○八年度経営計画」で二○○六年一月、「二○○六~二○○八年度経営計画」で二○○六年八月、い重大な局面を迎えている。まず、NHKは二○○五年九月、い重大な局面を迎えている。まず、NHKは二○○五年九月、い重大な局面を迎えている。まず、NHKは二○○五年九月、い重大な局面を迎えている。まず、NHKは二○○五年九月、いってな近時、受信料制度はその実態面に着目した場合、かつてな近時、受信料制度はその実態面に着目した場合、かつてな

日、受信料の支払いを命じた原審を是認した。 でたことを皮切りに、支払督促若しくは訴訟を全国に拡大してたことを皮切りに、支払督促若しくは訴訟を全国に拡大して実施している。また、NHKは未契約者に対し、民事手続の活用を進めている。一連の受信料請求訴訟ではNHKが勝の活用を進めている。一連の受信料請求訴訟を全国に拡大します。

した。このような方針に従い、

NHKは二〇〇六年一一

月

○六年四月以降民事手続による支払督促の申立の実施を公言

不祥事や番組改変問題にあることは周知の事実である。 執行等に踏み切ったのは、 Ĥ 開 K するためで、 が異例的に司法上の手続を利用して受信料支払 同 !危機の主因はNHK自身の一 二〇〇四年以降直面 した財政危 連 の 0 前 金 強

お

ける公共放送の機能強化

(○・六%) の併用を盛り込んだ次

向 上 し、 [9 向上し、受信料収入の増加をバックアップしている。 措置に伴い、一時七〇%を下回った受信料の支払率が着実に する 事件 内部告発同一三日)問題で、受信料支払拒否・保留にさらに 争をどう裁くか』」の第二回「問われる戦時性暴力」(二〇〇 陣へと追い込んだ。後者は、 膨大な受信料支払拒否・保留を招くと同時に、 拍車をかけた。いずれにしても、受信料支払の強制執行等の かになったNHK職員による巨額の不正経理・ 年一月三〇日放映)が政治家の圧力を受けて改変されたと (朝日新聞二〇〇五年一月一二日付朝刊、 (二〇〇四年七月発覚)をはじめとする、 芸能 番組 の C P (Chief Producer) ETVIOO - 「シリーズ による制作費着服 相次い 制作担当者の 着服事件で、 旧経営陣を退 で明ら

○一一年一○月二五日、受信料の値下げ(七%)と災害時に害放送の強化等が挙げられてきたが、NHK経営委員会は二済み番組のインターネット有料配信サービス)の無料化、災きる収益構造を構築すると公言した。これまで還元の具体策さる収益構造を構築すると公言した。これまで還元の具体策で、二○一二年度から受信料収入の一○%を視聴者に還元で

方、NHKは「二〇〇九~二〇一一年度NHK経営計

NHKが上記の財政危機を機に、受信料支払の強制執行等の よりやや後退した感は否めないが、受信料収入の還元構想は 期 置と並行して進めてきた人員削減、 (二〇一二~二〇一四年度) ンネル削減等、 定の構造改革と表裏の関係にあること 経営計画案を議決した。 子会社等の再編・統合、

に留意すべきである。

NHKは受信料をめぐり、

方では不払者に対して

てい 判所はこのような点を検討せず一律にNHKの請求を認容し と受信料の不払いに因果関係が認められるようなケースの に照らし、上記のNHKの一連の金銭不祥事や番組改変問題 求権を有するものの、 得ない。 しては基本的にはその方向性に批判の余地がないが、 支払いの強制執行を進めつつ、他方では受信料収入の視聴者 の還元を構想する、「二面作戦」を展開している。 しては法理論や公共放送の本来の在り方から憂慮せざるを . る。 受信料支払の強制は合理性に欠けると考えられるが、 また、そもそも視聴者・市民の支援から成り立つN NHKは不払者に対して受信契約締結義務の履 放送法が規定するNHKの目的や業務 後者に関 前者に 行請 裁 場

61

を認める限り、技術的にパソコンをはじめとする多様な受信 日はNHKにインターネットにおけるテレビ放送の同時 は専ら既存のテレビ受信機に依拠して受信した時代から、 の対応の不十分さを指摘しなければならない。 送路・受信端末の多様化が進む今日の新しいメディア環境 受信料制 (2)新しいメディア環境への対応 度の今日的問題状況のもう一つの 局面として、

NHKの放送

端末から受信できるようになったが、

後述する一

部の外国に

配信

法制度的対応は

おける公共放送の財源制度と比較した場合、

遅れを取っている。

論

ろう。 セグ、 二項) 放送を受信することのできる受信設備」とされている 車用受信機、 放送受信規約によれば、「家庭用受信機、 きる受信設備の範囲は判然しない面があるが、 ため、 しかしながら、 テレビチュー 放送法六四条一 伝統的なテレビ受信機に加え、 共同受信用受信機等で、 ナー付きパソコンも受信契約 多様化している通信系端末におけるN 項が規定するNHKの放送を受信で NHKのテレビジョ 携帯用受信機、 携帯電話のワン 日本放送協会 0 対象とな ン

0) Η

理

不払いや未契約の根本的な解消にはほど遠

強制的手段を講じることは

市民社会

K が、

視聴者を相手に

Η |未確定である。 Kの放送の同時配信や受信料制度の適用の有無は放送法 制

送と同じであるが、受信希望者の要求でコンテンツが送信さ テンツを送信し、受信者側が同時に視聴するところは有線放 されており、例えば、 改正にもかかわらず、放送と通信(狭義)は依然として区分 通 踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気 る無線通信の送信」から、放送・通信のデジタル化の深化を NHKの財源制度の在り方を模索することが求められる。 る新しいメディア環境に即して、 るため通信として分類される。伝送路・受信端末が多様化 「信の送信」に改められた(放送法二条一号)。ところが、 (番組提供者)がタイムスケジュールに沿って情報・コン 方、 従来の「公衆によって直接受信されることを目的 通信系端末におけるNHKの放送の同時配信を想定 問題となるのが放送の概念である。 リアルタイムのストリーミングは送信 放送の定義の再調整を含 最近、 放送の ことす 同 概

# 外国における公共放送の財源制度

公共放送の財源制度は如何なる構造になっているのか。 上述したようなNHK の受信料制度に対 外国における 以下

> では、 度との若干の比較検討を試みる。 おける公共放送の財源制度を概観した上、 主要外国 (英国、 ドイツ、フランス、 NHKの受信料制 韓国、 米国)

# 主要国における公共放送の財源制度

1

(1)英国

Broadcasting Corporation)が一九二七年以降独占的な地位 英国にお ける放送は、 公共放送であるB ВС (British

放送中心の二元体制が形成された。BBCの設立や運用 を持っていたが、一九五〇年代に民間放送が認められ、

は

В

service broadcasting)と観念されている中、 置いており、その規制監督は情報通信庁(Ofcom) 王勅許 (Royal Charter) 及び協定書 (Agreement) ラスト(Trust)が担う。放送全般が公共サービス放送(public BC経営委員会に代わって二〇〇七年に設置されたBBCト 公社である公共 の他、 に根拠を

代に始まった受信許可料制度(一九二二年)は、 (二〇〇九年事業収入に占める比率は七四%)、その他商業収 や政府補助金 (同六%) から成る。 ラジオ時

テレビへの

放送BBCは最も公共性が要求されている。

BBCの運営財源は、

受信許可料

(licence fee)

を主とし

北研 47 (2・129) 297

cations Act) によれば、テレビ受信機を設置及び使用しよう と罰金刑の対象となる(三六三条)。近年、受信許可料の賦課・ とする者は、 を対象としている。二〇〇三に制定された通信法(Communi 拡大適用 (一九四六年)を経て、一九七一年よりテレビの 内務大臣の許可を得なければならず、違反する

は 部の民間会社Capitaに委託されている。 条)。 受信許可料の徴収権はBBCが有するが、 徴収業務は外 条)、違反には罰金刑の担保により強制執行される れた者は受信許可料をBBCに支払う義務を負い る基準に拘束される(三六四条)。さらに、受信許可が付与さ 末にも及んでいる。また、受信許可の付与はBBCの考慮す るパソコン、携帯電話、 徴収対象は、 政府がBBCと協議の上物価指数に連動させて決定する 既存のテレビ受信機に加え、テレビの受信でき DVD・ビデオレコーダー等の新端 一方、受信許可料額 (三六六 (三六五

維持の重要性が確認された。 現すべく、 政治的独立を堅持しつつ、 受信許可料制度に関しては反対・廃止論もあるが、 国王勅許及び協定書の最新の改定過程で同制度の 公的目的 (国王勅許四条) В を実 B C

二〇一一年から六年間は凍結が決まった。

(Rundfunkrat)

の規制監督を受ける。

(2)ドイツ

西ドイツでは戦後、

長期にわたり九つの州公共放送で構成

負うものと解されており、 chland)、及び全州が共同運営するZDF (Zweites Deutsches 要な集団の代表から構成される各放送局内部の放送委員会 され、統一後今日に至っている。放送に関する立法・政策は 初めて民間放送が認められ、 Fernsehen) 等の公共放送のみが容認された。一九八〇年代に 成に不可欠な基本的供給(Grundversorgung)という責務を trag)を整備している。公共放送は公法上の営造物で、 え、全州統一規律である放送州間協定(Rundfunkstaatsver 連邦ではなく各州が所管し(基本法七三条)、各州放送法に rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deuts れる A D R (Arbeitsgemeinschaft 内部的多元主義により、 公共放送中心の二元体制が形成 der öffentlich 社会の 世論形 加 北研 47 (2·130) 298

場合、二〇〇九年事業収入に占める比率は八五・六%)が、 完財源として広告収入 する放送受信料(Rundfunkgebühren)を主とする(ARDの いる(放送州間協定一二条)。放送受信料の賦課・徴収対象は 公共放送の運営財源は、 (同五%)やその他収入も認められ 放送受信機を保有する者から徴収 公共施設

(公共放送)利用料と解されている。

公共放送の運営財

源は、

視聴覚受信

料

(redevance

送政策協議機構である公共放送財政需要調査委員会(KEF)ている。放送受信料額の決定プロセスは、州間首相会議の放インターネットに接続できるパソコンや携帯電話等に拡大し既存のラジオ受信機やテレビ受信機に加え、二〇〇七年より

信料の法的性格につき、憲法裁判所は明言を避けているが、で、州政府関係者もKEFの構成員として参加が及びかねない(州政府関係者もKEFの構成員として参加が及びかねない(州政府関係者もKEFの構成員として参加が及びかねない(州政府関係者もKEFの構成員として参加)が送受信料額の決定手続が違憲とされて(一九九四年)以降、改送受信料額の決定手続が違憲とされて(一九九四年)以降、改送受信料額の決定手続が違憲とされて(一九九四年)以降、改送受信料額の決定(四年ごと)に際し審議が実質化されている。放送受信料額の決定(四年ごと)に際し審議が実質しているが、信料の法的性格につき、憲法裁判所は明言を避けているが、信料の法的性格につき、憲法裁判所は明言を避けているが、に対している。

二%を与え、残りを公共放送の間で既定比率(①はARD(九橋料の額や配分等については放送受信料州間協定が、放送受務・方法や罰則等については放送受信料州間協定が定めている。特に放送受信料の配分は、先に民間放送を規制監督するの。特に放送受信料の配分は、先に民間放送を規制監督するの。特に放送受信料の配分は、先に民間放送を規制監督するの。特に放送受信料の配分は、先に、放送受信料の支払義以上のようなメカニズムをベースに、放送受信料の支払義

財政州間協定九条)。 DF(三七・八%))に沿って配る仕組みとなっている(放送二・三%)、DLR(七・七%)、②はARD(六二・二%)、Z

(3) フランス

締結する業務要項に従って業務に当たる。 の規制監督の他、政府と が形成された。現在、公共放送はRadio France、F2~F 100年代に民間放送が認められ、公共放送中心の二元体 株式会社(株は政府が一〇〇%保有)として存在する。公共 株式会社(株は政府が一〇〇%保有)として存在する。公共 株式会社(株は政府が一〇〇%保有)として存在する。公共 を がが成されるFrance Télévisions(FT)等複数あり、 を が送は視聴覚最高委員会(CSA)の規制監督の他、政府と が送は視聴覚最高委員会(CSA)の規制監督の他、政府と

九年)を経て、一九八〇年代からテレビのみを対象としてい

北研 47 (2·131) 299

る。

資 その法的性格は公共放送のサービスの対価ではなく、準租税 受信設備を有する者全員から強制的に徴収されたことから (taxe parafiscale) と解されてきた。 視聴覚受信料は放送法とその政令に基づきテレビ

は二〇〇五年予算会計法改正により、

租税 (impôt) と位置付 しかし、視聴覚受信料

う 意を得て行う。 価指数に連動) である。 レビ受信機またはテレビの受信できる類似機器を保有する者 法の改正により、公共放送受信税に改称された(二九条)。 けられた(住民税と一括徴収)ことに続き、二○○九年放送 (同機器未保有者は申告により支払いが免除される) 住民税を納付する者は、公共放送受信税の支払義務を負 一方、公共放送受信税額の決定(二〇一〇年より物 及び各公共放送への配分は、 政府が国会の同 構造 テ

る公共放送の広告放送の削減・廃止(二〇〇九年改正放送法 告収入が高い比重を占めてきたが、 ンティティーの確立・向上を掲げて二〇〇九年より進めてい 一八条)に伴い、 公共放送の事業収入はこれまで公共放送受信税に次いで広 公共放送の収益構造の大転換が予想される。 政府が公共放送のアイデ

と追徴金が科される(六六条)。放送受信料額は、

KBS理事

#### (4)韓国

間放送が本格的に認められ、公共放送と民間放送の二元体制 の統制下に置かれていたが、民主化(一九八七年)以降 韓 国では植民地や長期にわたる軍事政権の下、 放送は政

監督は、放送委員会を継承した放送通信委員会が担っている。 特に、KBSは国家基幹放送と位置付けられ(放送法四三条)、 Sから分離した韓国教育放送公社(EBS)、民間放送から一 ればならず(六四条)、 を保有した者は、 り、MBCの運営財源は殆ど広告収入である。 分(放送受信料の三%)、放送発展基金、 うち四一・三%)と広告収入(同三八・五%)等で構成される 高度の公的責任を負う(四四条)。 公共放送を含む放送の規制 九八〇年代に半公共放送化した文化放送(MBC)がある。 本金全額出資)韓国放送公社(KBS)、一九九○年代にKB から一九七〇年代に特殊法人格の公共放送化した(政府が資 が形成されるようになった。現在、公共放送には、 (放送法五六条)。EBSの運営財源は、 KBSの運営財源は、 KBSに登録し、放送受信料を支払わなけ 滞納者と未登録者にはそれぞれ加算金 放送受信料(二〇〇九年事業収入の 放送受信料からの 教材販売代金等であ テレビ受信機 国営放送 Broadcasting)

に続き、

P B S

(Public Broadcasting Ser (Corporation for

Public Broad

writing)

企業に傾斜する危険性も秘めている。

Act)

に基づき、CPB

BSの経費調達のための KBSのサービスに対する対価や受益者負担金ではなく、 放送受信料を徴収している。一方、放送受信料の法的性格は、 九四年より委託を受けた韓国電力公社が電気料金と統合して て決定する(六五条)。 その業務の委任が認められており(六七条)、実際、 KBSは放送受信料の徴収権を有する 「特別負担金」と解されている。 一九 K

会の審議

議決後、

放送通信委員会を経て国会の

承認を受け

の端末におけるテレビ受信に対する放送受信料の徴収の有無 の在り方、放送受信料の徴収方式等にも議論が波及している。 している中、KBSの政治的独立や公共性の状況、広告収入 関する明確な基準が求められている。 最近、長年凍結されてきた放送受信料の引き上げ論が再燃 メディア環境の変化に伴い、 既存のテレビ受信機以外

代表される民間放送が中心であり、公共放送のウェ 米国に おける放送は、 伝統的にABC、 N B C CBS等 ] トは

ŋ

九六七年に制定された公共放送法(Public

(5)

米

国

員局 vice)' は民間放送と同様、 教育番組等の提供に定評がある。公共放送に対する規制監督 の創造をミッションとして掲げており、 PBSは全国に三五○以上の教育・非商業の免許を有する会 を束ね、 る非営利機関であり、PBSやNPRは各地の会員公共放送 PBは連邦政府から交付金を受け取り、各公共放送に配分す (公共テレビ局)のネットワークで、 N P R 会員局に番組を配給する非営利団体である。 (National Public Radio) 連邦通信委員会(FCC) 実際、 教育·情報番組等 が設立され が行う。 公共性の強 た。 С

<u>~</u> % 拠している(二〇〇九年公共放送全体の収入の構成は、 の番組編成における富裕層中心の個人寄付者や後援 付金や企業拠出金の比率が高くなっている一方で、 収入全体のうち連邦政府交付金が占める比率が減少してお 寄付金二七·六%、企業拠出金一六·四%、CPB交付金一 主に個人寄付金、 公共放送の運営財源として受信料は制度化されておら 安定的な財源確保が課題となっている。 州政府交付金一二・〇%、州立大学八・二%等)。ただ、 企業拠出金、 連邦・州政府の交付金等に依 相対的に個 (under 個人

主要外国における公共放送の財源制度の骨格を簡単に比較検 違いによるものと考えられる。 放送をめぐる国や市民の関わり方、 が 放送制度が公共放送中心か民間放送中心か、 様ではないことが分かる。 以上、主要外国における公共放送の財源制度の仕組みは 元 (一局) 体制か多元 それは、 (複数局) では、 公共放送の位置付け等の 放送制度の体系、 NHKの受信料制度と 体制か等はもとより、 公共放送の体系 つまり

討する。

るが、 それぞれ受信料と受信許可料中心の財源構造、 れ基盤としている。一つの公共放送局を有する日本と英国は 個人寄付金、 (フランスは公共放送受信税)と広告収入、 政府補助金)、ドイツ、フランス及び韓国の公共放送は受信料 第一に、 英国のBBCは受信許可料とその他収入(商業収入、 運営財源は、 企業拠出金、 NHKがほぼ専ら受信料に頼ってい 連邦・州政府の交付金等をそれぞ 米国の公共放送は 複数の公共放

率 は N H K

ド

イツのADR

英国のBBC、

フランスのF

に

お 第四に、

V)

ては公共放送自身である(ただし、 受信料等の徴収主体は、

英国 では BBCの

日本と同様、

英国と韓国

る(米国は例外)。公共放送の全体収入に占める受信料等の比 は公共放送受信税)と広告収入の混合型財政構造になってい 送局を有するドイツ、

フランス及び韓国は受信料

(フランス

S フランスのFT、 ドイツのADRの順で高

KBSの順で高く、広告収入の比率は韓

菌

0)

K

В

Ţ

韓国の

ドイツは公共施設(公共放送)利用料、 共放送受信税)と位置付けている。このような受信料等の位 もほぼ同様のスタンスを取る。 Kの維持運営のための「特殊な負担金」 第二に、受信料等の法的性格をめぐっては、 しかし、 英国は受信許可料、 と解しており、 フランスは租税 日本ではNH

韓国) んでいる側面がある。 づき強制執行が容認されている国(英国、フランス、ドイツ、 が多い中、 日本では罰則の明記がないため、 論争を呼

置付けとも深く関わるが、不払者等に対しては罰則規定に基

の審議を経て、 の上物価指数に連動させて決定しており、 物価指数に連動)。しかし、イギリスでは政府がBBCと協議 を採用している(ただし、 会から承認される構造で、 Kの収支予算案が総務大臣、 第三に、受信料等額の決定プロセスは、 州政府が決定し州議会が追認する。 フランスの場合、二〇一〇年より フランスや韓国もほぼ同様の方式 内閣を経て国会に提出され、 ドイツではKEF 日本の場合、 N H 玉

表〉 主要国における公共放送の財源制度の比較(二〇〇九年基準)

収対象 受信料等の賦課・徴	受信料等の徴収主体	決定プロセス	則規定不払者等に対する罰	受信料等の法的性格	に占める比率) 財源構成(%は収入	設立形態	
テレビ受信機	N H K	臣•内閣→国会承認 以 H K 案 → 総務 大	なし	特殊な負担金	受信料(九六・二)%)。	特殊法人	N H K 本
マー等 VD・ビデオレコー グー等	社Capitaに委任) BBC(外部の民間	定 BCと協議の上物価 指数に連動させて決	あり	受信許可料	○%)、政府補助金 (六%) 受信許可料(七	特殊法人	B B B E
だいだ・ラジオ受信 に接続できるパソコ に接続できるパソコ	G E Z	A R D・Z D F 等案 府決定→議会追認	あり	利用料(公共放送)	告収入(五·六%)、広 (五%)、広	公法上の営造物	A R D、Z D F 等
機器	政府	連動)→国会承認 〇年より物価指数に 日本より物価指数に 日本より物価指数に	あり	税) 租税(公共放送受信	助金(一三·七%) 助金(一三·七%)	株式会社(政府保有)	FT等
テレビ受信機	KBS(韓国電力公	委員会→国会承認	あり	特別負担金	五%) 安信料(四一三%)、 次 告 収 入 (三 八・	特殊法人(政府出資)	K B 韓 S 等
					受信料(四一・三%)、個人寄付金(二七・広告収入(三八・六%)、企業拠出金(一六・四%)、CPB 交付金(1五・一%)、 州政府交付金(一二・ 〇)%、州立大学(八・	非営利組織	P B S 会員局

収を行う。

料の徴収を、 任を受けた韓国電力公社がそれぞれ徴収業務を行う)。 委任を受けた外部の民間会社Capitaが、韓国ではKBSの ドイツにおいては公共放送が共同設置したGEZが受信 フランスにおいては政府が公共放送受信税の徴 l か 委

不明瞭な面もある。 られるが、伝送路・受信端末によっては受信料の徴収基準に 賦課・徴収対象を拡大している。 聴取も含む)の受信できるパソコンや携帯電話等に受信料 送の視聴の有無は問わない。 ツではラジオに対しても基本料金が課される)、事実上公共放 はじめ各国ともテレビ受信を対象としており(ただし、 いメディア環境を踏まえ、 第五に、受信料等の賦課・徴収対象につき、現在、 テレビ(ドイツの場合、ラジ 方、 他の国にも同様の動きが見 英国やドイツは近年、 日本を ド 新 の オ ż

## NHKの財源制度の在り方

応え、 な関係を保ち、言論報道機関として憲法や放送法の要請に このようなNHKの役割の有効性は、 市 放送の二元体制の下、 民・視聴者の情報福祉に寄与してきたと評価できよ NHKは民間放送と相互補完 フルデジタル時代

業務等の在り方の議論と不可分の関係にある。

対象とするため、

NHKの公共放送としての

理念、

組織及び

Η

K

の財源制度ではなく、

公共放送NHKの財源制度を検討

うな公共放送NHK無用論ないし民営化論は視聴者 近年のNHKの一連の重大不祥事を機に、 移行しつつある今日においても確認されている。(第) 部に見られるよ 従っ 市

う。 ことに注意を要する。 求められる。 等と深く関わっているため、 りBBC自体の存続の可否等を含む厳格なチェックを受ける が認められている一方、 国のBBCは、 財源制度は、 放送の財源制度は参考に値する。ただし、各国の公共放送の HKの財源制度の在り方に関しては検討を要すると言えよ 前述したような現行の受信料制度の問題状況に鑑みれば、 上、NHKの安定的な財源確保は必要不可欠である。 十分なコンセンサスを得ているとは考え難い。 今後も放送の二元体制を維持させ、 同検討に当たり、 例えば、 当該国の固有の放送制度や公共放送の位置付け 強制力を伴う受信許可料という安定的な財源 また、 前章で叙述した主要外国における公共 各国の公共放送がモデルとしている英 一〇年ごとに国王勅許等の改定によ 同検討は、 慎重かつ総合的なアプローチが NHKを存続させる以 単に一介の放送局N しかし

北研 47 (2・136) 304

N

私見を示しておきたい。 以下では、 Ν H K の財源制度の在り方につき、 大枠を中心

な財

源確保が期待でき、

視聴者間

この受信!

嵙 この負担

をめぐる不

公平感も解消できよう。

支払義務の明記に加え、

英国、

フラ

## 現状維持か、 変更か

今後のNHKの財源制度の選択肢としては、

①現行の受信

から独立し、公共性ないし公益性等の公共の福祉に奉仕する 送は国営放送や民間放送と異なり、 か 送法が保障する放送の自由を守りつつ、放送法一条の下、 ①と④または②と④の並行も可能)。選択の要件は、憲法と放 を容認すること、⑤有料化を図ること等が考えられる の支払義務を明記すること、 料制度を維持すること以外に、 で良質な放送による公共の福祉に資するというNHKの目 (一五条) に最も合致することである。すなわち、公共放 ③租税化すること、④広告収入 ②現行の受信料制度に受信料 政治権力や資本の影響力 (無論

> ば、 公共放送の理念上望ましくないが、 か の低下を招きかねない。このような②の負の 送的な色彩を帯びさせ、 格を準租税的な性格に転換させるとともに、 易に確保できる。 ンス等のように罰則規定まで用意すれば、 次に、 ねず、 最も強制力の強い③はNHKの国営放送化への道を開 ④の場合、広告収入をNHKの主財 選択肢としては論外であろう。 しかし、 対視聴者・市民サービス 支払義務の明記は受信料の法的性 ドイツ、 N H K 側 NHKに国営放 フランス、 源とすることは 面 (公共性等 に着目すれ の財源は容 韓国

肢を選ばなければならな 放送制度であるため、これらの理念を具現化する最適な選択 61

ことは一考の余地がある。

受信料

(①または②) を主としつ

視聴者の受信料の負担

つ、広告収入を副次的に容認すれば、

等の公共放送に見られるような受信料を補完する財源とする

背景に、 一改正して受信料の支払義務を明記すれば、 H K の ず、 ②は過去にも導入が試みられた経緯があり、(3) 政府内で検討されたが、 一連の金銭不祥事等を受けて急増した支払拒否等を 実現されなかった。 放送法 近 年 Ė

NHKの安定的

最近、

フランスにおける公共放送の広告放送の削減

廃

費調達における企業等の商業的利害関係からの独立 しかし、広告収入を副次的に容認する場合でも、 づく競争を招き、 れる危険性がある。 の軽減とNHKの安定的な財源確保が同時に期待できよう。 放送の二元体制 また、 NHKと民間放送との商業性に基 が 形骸化する恐 n が Ĥ 阻 K ある。 害さ の経

北研 47 (2・137) 305

最後に、

⑤はNHKの放送の受信可能性ではなく、

N H

Κ

方等の議論も惹起している状況は示唆に値する。 動きや、韓国における受信料額の値上げ論が広告収入の在り

遍性を志向すべきである公共放送に対し、 0) 受信料の法的性格はNHKの放送サービスに対する対価とな 5 0) K か ない は疑念がないわけではない。 原則に最も合致する。 者からはNHKの放送が受信できないようにしなければな の放送を受信する者と受信・課金契約を締結し、それ以外 ら受信料を徴収する方式である。 放送の受信有無を基準 受益者のみが受信料を負担するため、 (いわゆるスクランブル方式)。この方式を採る場合、 ただし、 ĸ NHKの放送を受信する者 地理的にも、 すなわち、 受信料の公平負担 有料化を図ること NHKはNH 内容的にも普 0 2

ることが重要であろう。

しつつ、不払者等に受信料支払への理解を求める努力を重

面で受信料の公平負担の実現に一定の限界がある。 を認めることはできない。 して現行の受信料制度に対し、 規定するNHKの目的を実現する上で、 以上のような理解から、 が その原因でもある不払者や未契約者に対する罰 確かに、 公共放送の本来の理念や放送法が 他の手段 現行の受信料制度は実態 NHKの財源制度と ② ⑤ ⑤ の優位性 しかし、 則規

定 を置

か

なかったのは、

受信料の公平負担に多少の問題

必が生

めに放送している」という合理的な確信を与えることに傾注い。むしろNHKは業務上視聴者・市民に「公共の福祉のたな維持する以上、受信料の公平負担を図る手法として、不払を維持する以上、受信料の公平負担を図る手法として、不払じても視聴者の自主性に基づくNHKの財源支援のメカニズじても視聴者の自主性に基づくNHKの財源支援のメカニズ

有力 Κ 多メディア・多チャ 信可能性ではなく、 の受け手の情報主権を重視する見地から、 な受信端末からNHKの放送を受信することができる。ただ、 な制約がほぼなくなり、 れば、NHKの放送サービスへのアクセスの HKにインターネットにおけるテレビ放送の えられる。伝送路・受信端末が多様化している今日、 レビ放送の受信を有料化にシフトすることが次善策として考 の放送を受信する者の 方、今日のメディア環境の変遷に鑑みれば、 な選択肢であろう。 NHKの放送の受信有無を基準に、 ンネルやフルデジタル時代を迎え、 既存のテレビ受信機に限らず、 み から受信料を賦課・ NHKの放送の受 )地理: 同時配信を認め 徴収するの N H 前 仮 に N K 物理的 多様 のテ

北研 47 (2·138) 306

がなされ

ない

可能性もある。

このような問題を解消す

(protessional

assess あり、

を有

する機関を設置し、

受信料額の算定に関する調査

独立

行政委員会型の放送規制監督機関が関与することがより

方策として考えら

れるの

は

ドイツのKEFのような専門

受信料額の程度に関する専門的査定

のは、NHKの

政治権力からの独立を阻害する恐れが

## 2 源制度運用 の厳 俗化

使途の事後チェックに至るまで厳格さが保たれなければなら 経費であるため、受信料額の決定、 フトを提示した。 て現行の受信料制度の維持を、 は今後のNH 受信料と通称) は公共放送NHKの維持運営のため 如何なる財源制度に依拠しても、 K 0) 財源制度の在り方につき、 次善策として有料化への 受信料の執行、 受信料 その 最善策 財 の の 源

ない。

まず、

現行の受信料額の決定は、

前述の如く、

N H K

が

である。 0) 務 認を受けるプロセスによる。 が 承認を要するのは、 の遂行のため、 検討して意見を付し、 業年度の収支予算を作成し、 しかしながら、 収支予算を作成するものの、 NHKの予算の恣意的運営を防ぐため 総務大臣や内閣が中間段階に関与す 内閣を経て国会に提出し、 NHK自ら放送法が規定する業 総務大臣に提出し、 最終的に国会 国会の承 総務大臣 毎

> 下に設置することが建設的であろう。 問題となるが、 海編 国のような独立行政委員会型に転換) (現在の政府 現政権の政権公約でもある放送規制監督機関 (総務省) の独任制行政機関型から先進 を図った上、 その

諸

0)

議

を担

わせることである。

このような機関をどこに置

ζ

か

業務、 受信料の使用基準、 金銭不祥事のような目的外使用を許してはならず、 がNHKの維持運営のための公金である以上、 編成の自: 料の執行は基本的にNHK自身の専権事項で、 らの業務の遂行以外の目的への支出は禁じられている。 次に、 附帯業務及び目的外法定業務の遂行に支出され、 受信料は放送法七三条一項に基づき、 由等が尊重されなければならない。 使途、 使用手続等の詳 細を視聴者 l 近年の Ν か 放送の自由 Ĺ H K O N H 受信料 これ 連の K 必須

監査 と同一 口 機関による事後チェックを図っているが、 セ 最後に、 スと同 人の意見書の添付と会計検査院の検査を要する。 経路を経て国会に提出されるが、 現行の受信料等の決算は、 様 中 -間段階に おいて総務大臣・内閣 前 監査委員会及び会計 述の 収支予算の決定プ 如く、 の代 収支予算 わりに、 複数の

に積極的に提供することが求められ

北研 47 (2·139) 307

独立性と民主性が担保されよう。

3 新しいメディア環境における財源制度

前述したように、現行の受信料制度は新しいメディア環境

今後、 必要があろう。 イドライン」)から、 置付けを附帯業務(「NHKのインターネット利用に関するガ する必要があろう。また、NHKのインターネット利用の位 伝送路・受信端末による受信を想定した制度に本格的に改正 受信機に着目して制定された現行の受信料制度を、あらゆる 配信や受信料制度の適用の有無は放送法制上未確定である。 が、多様化している通信系端末におけるNHKの放送の同時 ビチューナー付きパソコンも受信契約の対象とされている の対応が不十分である。 NHKは伝送路中立的な公共放送に向うべく、テレビ 同時配信の場合は本来業務に格上げする 近年、 携帯電話のワンセグやテレ

化することが次善策である。 系端末を現行の受信料制度の体系に組み入れることが最善策 しいメディア環境への対応を考えた場合、 既に筆者が提案したNHKの財源制度の在り方に即して新 NHKのテレビ放送の受信につき受信端末を問 いずれの方式を採用するにして パソコン等の通信 わず有料

> 送でなければならないことから、 を可能にする一方、 インターネットにおけるNHKのテレビ放送の その際に配信される内容が法定概念の放 現行法上の放送の定義の 同 時 配

別 放送を受信し得る者のみを受信料の支払対象者に加えること 受信契約と受信料の支払義務を負うことになる。この際、 が合理的である。また、既存のテレビ受信機における放送種 いる者には追加負担させず、専ら通信端末によってNHK に伝統的なテレビ受信機の設置に対応して受信料を支払って HKのテレビ放送の受信が可能な受信端末を保有する者 に組み入れる場合、 調整が求められよう。 まず、パソコン等の通信系端末を現行の受信料制度の体系 (地上放送、衛星放送) 既存のテレビ受信機に限らず、 の受信料の体系 (衛星放送は付加 そ の 他 N

既

テレビ放送の受信が可能な受信端末を保有する者で、 の支払義務を負うことになる。 NHKのテレビ放送を受信する者のみが、 有料化する場合、既存のテレビ受信機またはその他NHKの 次に、NHKのテレビ放送の受信につき受信端末を 勿論、 これらの受信端末を設 受信契約と受信料 実際、 問 わず

料金) は、

既存のテレビ受信機以外の受信端末にもその

まま

適用するのが望まれる。

なった今日のメディア環境を踏まえるならば、

NHK受信

能パ

コン等多様な通信端末からも技術的にNHKの受信が可

することが適切であろう。

ただし、

既存のテレビ以外に、

望まれる。 信端末のみの受信契約者の受信料額に比べ割安な料金設定が 0) であろう。ただし、既存のテレビ受信機とその他の受信端末 の受信端末との間には受信料額の差別化を図ることが合理的 る費用構造が異なることから、 行の放送種別の受信料の体系を維持する一方、伝送路に掛 両方の受信契約者にとって後者の受信料額は、 放送の受信はブロックされなければならない。 既存のテレビ受信機とその その他 この際、 の受 他 現 か

してもNHKと受信契約を締結しない限り、

N

H

K O

テ

結びに代えて

法上のNHKの目的に立脚すれば、現行の受信料制度を維持財源制度の在り方について検討した。公共放送の理念や放送における公共放送の財源制度をも参考にしながら、NHKの以上、NHKの受信料制度の仕組みと現状を踏まえ、外国

排除、 サー 共の 準が合わされてきたことは否めない。 転換すべきである。 可能にする視聴者・市民本位の民主的かつ透明な組織体質に NHKによる改革が断行されてきたが、 達は砂上の楼閣に過ぎない。近年の一連の重大不祥事を機に、 福祉 ・ビスにおける高度の公共性を確保するのは勿論、 内部的自由の の ための放送をしない 確立、 何よりも政治権力を含む外部 業務や受信料使途等に関する情報 限 ŋ N H K 公共放送としての放送 主に財政的再生に照 のため い影響・ Ó それを 経 力の

注

公開

の徹底等が重要である。

立している問題については、できるだけ多くの角度から論点あること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対(1) ①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平で

明らかにすること。

不真実な放送による権利侵害に対する訂正・取消放送制度(九組の適正を図るための放送番組審議機関の設置義務(六条)、送番組の適正を図るための放送番組審議機関の設置義務(六条)、放送番組の編集をしなければならない番組基準(五条)、放送番組の種別(教養・教育・報道・娯楽番組)及び放て、放送番組の種別(教養・教育・報道・娯楽番組)及び放く)その他、NHKと民間放送に共通的に適用される規律とし

今後NHKが如何なる財源制度に依拠しても、NHKが公を有料化にシフトすることが次善策として考えられる。

放送番組の保存義務

(一〇条)、

放送番組の相互の間の

北研 47 (2·141) 309

- 条一項)、災害放送義務 (一〇八条)等がある。 調和を保つようにしなければならない番組調和原則
- 3 優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つ 放送番組の他、 たすとともに文化水準の向上に寄与すること、②全国向けの ①豊かで、かつ、良い放送番組を放送し、公衆の要望を満 地方向けの放送番組を有すること、③過去の

9

- 4 の変更、受信契約の条項及び受信料の免除の基準等。 廃止、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画、 及び財務諸表、放送局の設置計画並びに放送局の開設・休止・ な体制整備、収支予算、 ため必要なもの、NHKの業務の適正を確保するために必要 NHKの経営に関する基本方針、 事業計画及び資金計画、業務報告書 監査委員会の職務執行
- 5 九年度(九六•二%)、二〇一〇年度(九六•五%))。 九六%を上回っている(二〇〇八年度(九六・一%)、二〇〇 近年、NHKの受信料収入が事業収入総額に占める比率は、
- 6 臨時放送制度調査会答申(一九六四年九月八日)。
- 7 六年) 二六四~二六六頁。 他編『ジュリスト増刊 総合特集•現代のマスコミ』(一九七 代表的に、塩野宏「受信料をめぐる法的問題点」伊藤正己
- 8 Kの維持運営のための特殊な負担金であり、当該受信料の支 NHKによる放送の提供の対価(料金)ではなく、被告NH はじめ、 大阪地判二〇〇九年三月三一日判タ一三〇九号一一二頁を 一連の受信料請求訴訟で裁判所は「受信料は、

- 説示している。 上、当該設置者にその締結義務を課したものと解される」と 被告NHKとの間の受信契約の締結という手法を採用した 払義務を発生させるための法技術として受信設備の設置者と
- 信料制度の憲法問題』 (明石書店、二〇〇八年)四五~五〇頁。 代表的に、土屋英雄『NHK受信料は拒否できるのか 受
- 土屋・前掲書六七~九四頁参照

10

- $\widehat{11}$ 衆議院逓信委員会(一九七八年三月一日
- 12 由」を侵害するものではないと判示した。 義務につき、「国民のテレビジョン放送を受信して視聴する自 大阪地判一九九四年二月八日判例集未搭載は、受信料支払
- 14 13 ②に関しては、「[放送法三二条] (現六四条)及び放送受信規 ①に関しては、「[NHK] の放送に対する嫌悪感や法で定め 公共の福祉による制約として国民の財産権に対する侵害にも は、「受信設備を設置せず、契約をしない自由もあるので…… ついて強制するものでも妨害するものでもない」、④に関して 及び放送受信規約九条は……どのような番組を視聴するかに のではない」、③に関しては、「[放送法三二条] (現六四条) 約九条は……民放のテレビ番組を視聴することを制限するも 九条で保障される内心]に含まれないことは明らかである」 られた放送受信料の支払を回避したいという内心が ならない」と説示した。 東京高判二〇一〇年六月二九日判時二一〇四号四〇頁は、
- 塩野・前掲論文二六四頁。

- 15 件に上っている。 二〇一一年三月現在、 支払督促の申立の総件数は一五 九
- 年一一日五日判時二一〇一号六一頁)で逆転勝訴した。 二九号一五五頁では敗訴したが、控訴審(札幌高判二〇一〇 ただし、NHKは札幌地判二〇一〇年三月一九日判タ一三
- 参照。 海学園大学法学研究第四一巻第一号(二〇〇五年)二~五頁 詳細は拙稿「NHKの危機と放送法制に関する一考察」北
- 18 詳細は前掲拙稿五~八頁参照
- 〔19〕 二〇〇五年度(六九•二%)、二〇〇七年度(七〇•六%)、 二〇〇九年度(七二・二%)、二〇一一年度(七五%予想)。
- 20 円)、二〇〇九年度(六四四二億円)、二〇一一年度(六六八 ○億円予想)。 二〇〇五年度(六〇二四億円)、二〇〇七年度(六三一二億
- $\widehat{21}$ 毎日新聞二〇一一年一〇月二六日付朝刊。
- するための関連情報」の二点に限定している。 する情報を「過去に放送した番組」と「番組をより良く理解 ンターネット利用を「放送の補完利用」に限定しつつ、提供 ガイドライン」(二〇〇二年三月八日)によると、NHKのイ 総務省が策定した「NHKのインターネット利用に関する

36

- 民間放送二〇一一年二月一三日付。
- go.jp/country/uk/pdf/044.pdf) 最新の改定は二〇〇六年に行われた(http://g-ict.soumu
- 25 文化・メディア・スポーツ省とBBCの間で締結さるもの

- review.org.uk/pdf\_documents/BBCAgreement\_Cm6872 nationalarchives.gov.uk/+/http://www.bbccharter で、最新の改定は二〇〇六年に行われた(http://webarchive july06.pdf)°
- BVerfGE 73, 118
- 鈴木秀美『放送の自由』(信山社、二〇〇〇年)一六二頁
- 28 BVerfGE 90, 60.

27 26

Decision 60-8 of 11 Aug.

29

- 30 二TVは広告放送が認められている。 KBS第一TVは広告放送が禁じられているが、KBS第
- 憲法裁判所一九九九・五・二七宣告九八憲バ七〇決定。

31

- 32 http://www.pbs.org.
- 33 licBroadcastingRevenue.pdf. http://www.cpb.org/stations/reports/revenue/2009Pub-
- 35 34 送二〇一一』(NHK出版、二〇一一年)参照して作成。 「NHK受信料制度等専門調査会」報告書(二〇一一年七月 NHK放送文化研究所編『NHKデータブック 世界の放
- たが、審議未了により廃案になった。 回国会(一九八〇年三月)に同様の放送法改正案が提出され 提出され、また、不払者や未契約者の増加を背景に、第九一 約」という用語が誤解を招く恐れがあるとし、第五一回国会 一二日)八~一九。 (一九六六年三月)に支払義務を直接規定した放送法改正案が 放送法上の受信料の徴収と支払いの法律関係における「契

料

(37) 「NHK受信料制度等専門調査会」·前掲報告書二二、三七

(38) 「NHK受信料制度等専門調査会」· 前掲報告書四三頁。